

大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員の給与に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 133

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 245

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則(以下「無期雇用教職員等就業規則」という。)第2条に規定する無期雇用教職員(以下「無期雇用教職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(加給)

第2条 無期雇用教職員の給料は、その者の勤務成績を考慮して、別表第1のとおり加給することができる。

2 加給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の無期雇用教職員としての勤務成績に応じて別表第2に定める基準に従い行うものとする。

(期末手当)

第3条 無期雇用教職員の期末手当は、大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等の期末手当に関する規程に定めるところにより、支給する。

(再雇用者の給与)

第4条 無期雇用教職員等就業規則第4条による再雇用者の給与については、再雇用される直前に支給された給料月額とし、第2条の規定は適用しない。

(準用)

第5条 無期雇用教職員の給与に関する事項については、この規程及び大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等の期末手当に関する規程に定めるもののほか、大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則(以下「非常勤就業規則」という。)の適用を受ける者の例による。

2 無期雇用教職員等就業規則第4条により再雇用された職員の給与に関する事項については、この規程及び大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等の期末手当に関する規程に定めるもののほか、非常勤就業規則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(加給及び賞与の取扱い)

2 この規程の施行日の前日に合併前の大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則に基づき合併前の公立大学法人大阪府立大学に在職し、合併により公立大学法

人大阪に身分を承継された無期雇用教職員の平成 31 年 4 月 1 日の加給及び平成 31 年 6 月に支給する賞与に係る第 2 条及び第 3 条の規定の適用については、同条中「無期雇用教職員としての勤務成績」を「合併前の大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則第 2 条に規定する無期雇用教職員としての勤務成績」と読み替えるものとする。

附 則（令和 3. 5. 31 規程 142）

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3. 8. 31 規程 245）

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	名称		加給する額
11	フルタイム契約職員	非常勤就業規則第 3 条第 4 項に該当する場合	2,000 円

別表第 2（第 2 条、第 3 条関係）

評価結果	加給
A 評価	実施する
B 評価	実施する
C 評価	実施する
D、E 評価	実施しない

備考

給料の加給は、上位の月額（上位の単価がない場合は現に受けている月額）と同額以上としない範囲で行う。